

編集発行人 株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901
株式会社FPシミュレーション 代表取締役・税理士 三車 厚二 TEL:06-946-8011

親族間における「金銭の貸借」

Q：長男が家を買うというのでお金を貸すのですが、贈与と認定されないか心配です。どのようなことに注意すればよいでしょうか。

A：父親が息子の取得する住宅の資金を提供するのはよくあること。この取引が「返還を約束した」金銭消費貸借となるのか、金銭を与える贈与となるのかの区分を事前に行っておく必要があります。なぜなら贈与と認定されると贈与税が発生する恐れがあるからです。

さて、金銭の貸借契約は、返還が前提ですので、支払条件としては銀行や勤務先など第三者から借入れをした場合に決められるような条件で契約することが必要です。「ある時払い」や「出世払い」は認められませんし、長期の据置期間を設けることや常識をはずれた長期の返済期間は認められません。

返済条件も借主の返済能力を十分に考慮して決めることです。

次に利息の支払いですが、民法上の法定利率は5%となっています。使用人が法人から住宅資金を借り入れた場合の経済的利益は3%の利率を負担していればよいとされています。金銭貸借の目的、貸借時の金利水準等を勘案して決定することになるでしょう。

上記のことをふまえた上で、きちんと「金銭消費契約書」を作成することです。契約書は金銭の授受と同時に作成し、「確定日付」を公証人に押しってもらうことも必要でしょう。

